

2019年11月28日薬事・食品衛生審議会副作用・感染等被害判定第二部会 議事要旨
医薬・生活衛生局

○日時 令和元年11月28日(木)

○場所 厚生労働省 専用第21会議室

○議事

○副作用被害判定について

1. 請求等の内訳

新規	161件
継続	7件
現況	8件

2. 判定結果

支給決定することが適当であると考えられるもの	153件
------------------------	------

内訳

(1) 請求どおり支給決定することが適当である	81件
-------------------------	-----

(2) 請求期間の一部について支給決定することが適当である	72件
((3)と1件重複)	

(3) 請求内容の一部について支給決定することが適当である	1件
((2)と1件重複)	

不支給決定することが適当であると考えられるもの	21件
-------------------------	-----

※保留 2件

再審議することが適当であると考えられるもの	2件
-----------------------	----

3. 主な意見

請求期間の一部について支給決定することが適当である

一部の期間に行われた医療については、入院を要すると認められる場合に必要な程度の医療に該当しない、又は副作用とは別の症状に対する医療に該当するため不支給とすることが適当である。

72件
((3)と1件重複)

請求内容の一部について支給決定することが適当である
判定不能のため、不支給とすることが適当である。

1 件
((2)と1件重複)

不支給決定することが適当であると考えられるもの

- | | |
|---|-----|
| ① 疾病、障害又は死亡が医薬品の副作用により発現したと認められないため、不支給とすることが適当である。 | 9 件 |
| ② 入院を要すると認められる場合に必要程度の医療に該当しないため、不支給とすることが適当である。 | 4 件 |
| ③ 医薬品の使用が適正であったと認められないため、不支給とすることが適当である。 | 3 件 |
| ④ 機構法第4条第6項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品が使用されており、不支給とすることが適当である。 | 3 件 |
| ⑤ 判定不能のため、不支給とすることが適当である。 | 2 件 |